

福井県報

第 2068 号
平成 21 年
9 月 15 日 (火)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

告示

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(五四七・長寿福祉課)……………
 - 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定(五四八・同)……………
 - 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(五四九・同)……………
 - 換地処分届出(五五〇・都市計画課)……………
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設届出(商業・サービス業振興課)……………
 - 大規模小売店舗立地法の規定による意見(同)……………

告示

福井県告示第547号
 介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定による廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により、次のとおり公示する。
 平成21年9月15日
 福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出受理年月日	サービスの種類	介護保険事業所番号
アヤハダイオ小浜店	小浜市府中8号麻ヶ瀬38	株式会社アヤハダイオ	平成21年7月24日	特定福祉用具販売	1870400296
ハートプラザ	福井市豊島2-7-4	株式会社ワルツ電波	平成21年8月19日	福祉用具貸与	1870100235
ハートプラザ	福井市豊島2-7-4	株式会社ワルツ電波	平成21年8月19日	特定福祉用具販売	1870100235
くつろぎの家	大野市中据12-17	社会福祉法人光明寺福祉会	平成21年8月31日	通所介護	1870500251

福井県告示第548号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり公示する。
 平成21年9月15日
 福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	介護保険 事業所番号
ケアサービスかみわ居宅介護支援事業所	坂井市丸岡町女形谷22字下池ノ上101番地	株式会社カミワエンジニアリング	平成21年9月1日	1871700801
居宅介護支援センター アイ	越前市本多1丁目12-3	医療法人誠医会	平成21年9月1日	1870300348

福井県告示第549号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定による廃止の届出があったので、同法第115条の10第2号の規定により、次のとおり公示する。

平成21年9月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止届出 受理年月日	サービスの種類	介護保険 事業所番号
アヤハナイオ小浜店	小浜市府中8号麻ヶ瀬38	株式会社アヤハナイオ 滋賀県大津市におの浜1丁目1番3号	平成21年7月24日	特定介護予防 福祉用具販売	1870400296
ハートプラザ	福井市豊島2-7-4	株式会社マルツ電波	平成21年8月19日	介護予防 福祉用具貸与	1870100235
ハートプラザ	福井市豊島2-7-4	株式会社マルツ電波	平成21年8月19日	特定介護予防 福祉用具販売	1870100235
くつろぎの家	大野市中据12-17	社会福祉法人光明寺福祉会	平成21年8月31日	介護予防 通所介護	1870500251

福井県告示第550号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、越前市北府北部土地区画整理組合から、平成21年8月31日に換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項の規定により公告する。

平成21年9月15日

福井県知事 西川 一誠

公 報

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

平成21年9月15日

福井県知事 西川 一誠

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
〈仮称〉ケーズデンキ福井北高柳店
福井市市場周辺土地区画整理事業124
街区1 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 井川 留雄
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う主な者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ
代表取締役 井川 留雄
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成22年4月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,797.13平方メートル
- 6 駐車場の収容台数
302台

午前8時30分から午後5時30分まで

- 7 駐輪場の収容台数
1 7 0 台
- 8 荷さばき施設の面積
1 6 4 . 9 3 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
1 6 1 . 1 9 立方メートル
- 1 0 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時30分
- 1 1 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
- 1 2 駐車場の自動車の出入口の数
4か所
- 1 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 1 4 届出のあった日
平成21年8月19日
- 1 5 届出の縦覧場所
(1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス業振興課
(2) 福井市大手三丁目10番1号
福井市商工労働部ワークレット戦略室
- 1 6 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時30分まで
- 1 7 意見書の提出先
福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス業振興課

- 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により越前市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。
- 平成21年9月15日
- 福井県知事 西川 一誠
- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ヤマダ電機テックランド越前店
越前市瓜生町40字山王7番1 外18 筆
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号
 - 3 聴取した意見の概要
(1) 防犯・災害対策について
・市道4904号線は、小・中学校の通学路になっているため、業務用トラックの通行・出入りに配慮すること。特に、登下校時の児童・生徒に配慮し、交通事故防止等に努めること。
・概ね100年に1回程度起こる大雨(2日間で352mmの雨量)時に、日野川から0.5m未満の浸水が想定される区域であることに留意し、災害時対応マニュアル等の整備に努めること。
(2) 騒音対策について
・騒音予測報告書によると、すべての地点にて基準値を満足しているが、今後周辺における農地等の土地利用動向により影響が認められる場合は、速やかに騒音対策を実施すること。
・業務用トラック等の騒音は、周辺住環境に影響を及ぼすおそれがあることから、

- 乗り入れ時間帯の調整・ドライバーへの指導等を十分に行うこと。
- (3) 廃棄物の減量・リサイクルについて
・事業活動に伴って発生する廃棄物は、自らの責任において分別回収と適正処理に努めるとともに、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再利用の促進を図ること。
 - (4) 排水・汚水処理について
・汚水処理については、法に基づき十分に管理し水質汚濁の防止に努めること。
・農業用排水路へ排水を流入させる場合は、水路管理者の同意を得、排水の水質汚濁軽減に努めること。
・排水処理に当たっては、今回の宅地開発により下流水路に支障が生じないよう、水路管理者と協議し排水容量を検計の上設計すること。
 - (5) 景観について
・「越前市景観計画」および「越前市景観条例」が策定され、平成21年10月1日より施行となるため、申請の建築物においても、周辺のまちなみとの調和に配慮した配置・意匠・色彩・植栽となるよう努めること。
- 4 聴取した意見の縦覧場所
(1) 福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・サービス業振興課
(2) 越前市府中一丁目13番7号 第2庁舎
越前市産業環境部商工政策課
 - 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から1月間
(2) 縦覧できる時間帯

平成二十一年九月十五日印
平成二十一年九月十五日発

刷行

発行人
印刷人

〒九一〇―八五八〇
〒九一〇―〇八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一号
福井県福井市西開発三丁目七一五

福井県
白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇